九、職工往復配船ノ件ハ出来得ル限リ改善ノ方法ヲトルコト
トス

十、今回ノ件ニ付犠牲者ヲ出サザルコトヲ承認ス

大正十年五月廿九日付ヲ以テ申出相成候件ニ関シ回答候
也

大正十年六月二日

其後実行委員ハ右短縮ノ交渉ヲ廃シ新ニ別記要求書ヲ作製ノ上二日午后八時代表者小國照一外七名ハ會社々長、永田三十郎ノ自宅ヲ訪問シ之ヲ提出セントシタルカ本要求書ハ前田ト大差ナキモ更ニ本工場ヲ加ヘ本分両工場代表者名義ヲ以テ提出シタルモノニシテ其通ノ利害干係ヲ有スル本分両工場提携ヲ策シ此挙ニ出テタルモノナリ

嘆願條項

一、団体交渉権ノ確認

二、請負制度ヲ改善セラレタキ事

三、工場内ノ衛生設備ノ改善（食堂、便所）

四、従来無届欠勤三日ニシテ解雇セラレシモ今后一週間ニ
サレタキ事

五、工場主ノ都合上止ムヲ得ズ職工ヲ解雇スル場合ニハ左
ノ手当ヲ支給セラレタキ事

イ、一ケ年未満ハ日給ノ百二十日分

ロ、一ケ年以上三ケ年未満ハ日給ノ百八十日分

ハ、三ケ年以上ハ一ケ月ニ付五日分ノ割合ヲ以テ加算
スルコト